のモイヤーさんの速い泳ぎに付いて行けず，エアーを消費してしまい，作業半ばで岸に戻らないといけないこともあった．モイヤーさんは社会構造を，私は生殖腺の組織学的検討と産卵行動の写真撮影を担当した．一緒に潜り始めても，私が産卵行動の撮影に熱中している間，モイヤーさんの姿が日没後の薄暗い海中に消えてしまうことがしばしばあった．それまでの数年間の観察により，モイヤーさんはすでに社会構造を把握しており，観察していた個体の体色変化により性転換を確信していたものと思われる．私の推測では，その時モイヤーさんは，次の研究であるearly sex changeやシマウミスズメの産卵行動を観察していたのではないかと思っている．レンテンヤッコとほぼ同時進行で，日本産クマノミ類6種の性転換の研究も行った．モイヤーさんは民宿から民宿へと南日本を飛び回りながら，石垣までの各地で採集したクマノミ類6種の標本を九州大学まで送ってくれた．私は標本の測定と生殖腺の組織観察を行ったが，標本には繁殖期の成熟した卵巣から，生殖腺を取り出すことの困難な未熟な個体まで含まれており，いろんな方法で切片を作らなければならず，苦労をしたことが思い出される．

富賀漁港の堤防の上で待ち受け，モイヤーさんがタモ網で捕まえてきたシマウミスズメの硬い腹部をハサミで大きく切り開き，生殖腺を取り出したこともあった．その様子を見てモイヤーさんは，涙が出るくらいシマウミスズメを可哀想と感じていたらしい．

この時期，モイヤーさんの魚類生態研究は最も充実していたと思われる．その集大成が1984年の第2回インド・太平洋の魚類に関する国際研究会議であったろう．モイヤーさんがコンビナーを務めたセッション“Reproductive Ecology and Evolution of Reef Fishes”で研究発表を行ったのは，Miles H. A. Keenlyside: Thomas F. Hourigan and Ernst S. Reese: 柳沢康信・越智晴基: George W. Barlow: Eric A. Fisher: 桑村哲生: Philip A. Hasting: Robert R. Warner: Robert R. Ross: Douglas Y. Shapiro: 余吾　豊: Patrick L. Colin and Lori J. Bell: Ronald E. Thresher: 四宮明彦: Muki Spigel and Lev Fishelson: Lev Fishelson, Linn W. Montgomery and Arther A. Myrberg氏らであった．飛び入りでEugenie Clark女史の発表もあった．共同コンビナーではあったが，若輩の私など論文でしか名前を知らない著名な人達が名前を連ねていた．この会議を通じて私は多くの外国の研究者と知り合いになることが出来た．研究者としての大きな財産をモイヤーさんからいただいたと思っている．

学位論文の英文要約に始まり，いくつの英語論文を見ていただいたことだろう．1985年，国際サンゴ礁学会で口頭発表する事が決まった時は，初めて飛行機で三宅島に渡り，モイヤーさんの前で口頭発表の練習をし，発音を直していただいた．Monthsやfemaleの発音が悪くて直されたこと，学名*Parapercis snyderi*をどのように発音したら良いのかを教えてもらったことも懐かしい．

モイヤーさんの研究は，その後白保のサンゴ礁研究，イルカ類の生態，自然保護教育へと展開して行くが，モイヤーさんとの手紙のやり取りは1989年5月まで続いている．その間モイヤーさんからいただいた手紙の総数は，私の手元に残っているだけでも71通におよぶ．これらが遺品となってしまった事は残念である．モイヤーさんは充分に必要なだけ生きられたのかも知れないと感じると同時に，慕っている多くの若い人達やご家族が居られただけに，早すぎたとの思いも強い．

今となっては，心からご冥福を祈るのみである．ありがとうございました．

（中園明信 Akinobu Nakazono: 〒812-8581 福岡市東区箱崎6-10-1　九州大学大学院農学研究院　動物資源科学部門　e-mail: nakazono@agr.kyushu-u.ac.jp）

会記・Proceedings

魚類学雑誌
51(1): 77–79

2003年度第4回幹事会

2003年12月3日（水），於　東京海洋大学

出席者：松浦，西田，萩原，今村，川瀬，茂木，岡部，須之部

1．2003年度年会について，会計報告と反省点についての報告があった．

2．電子情報関連について，ホームページとメーリングリストの管理・運営について検討した．

2003年度第1回日本魚類学会標準和名検討委員会

日　時：2004年1月9日15:00～17:30

場　所：国立科学博物館分館

出席者　委員長：瀬能　宏（神奈川県立生命の星・地球博物

館）

委　員：中坊徹次（京都大学総合博物館）
木村清志（三重大学生物資源学部）
坂本一男（東京大学総合研究博物館）
佐藤陽一（徳島県立博物館）
櫻井　博（東京都葛西臨海水族園）

［議題および検討結果］

1．委員会の意思決定について

魚類学会では評議員会がすべての決定権を有する．本検討委員会では，標準和名に関する諸問題についての検討を行い，その検討結果を提案または答申として学会に提示する（宛先は会長，窓口は役員会）．会長は提案・答申の内容に応じて必要な措置（評議員会での承認手続，各種委員会への連絡，パブリックコメントの実施等）をとる．

2．標準和名のローマ字表記について

標準和名は固有名詞として扱い，分類単位に与えられた標準和名のローマ字表記の際はそのイニシャルを大文字で表記する．この件に関する答申案は瀬能が年度末までに作成する．

3．差別的名称について

差別的名称の置換名については佐藤が原案を作成し，本委員会の合意を得たものを答申として学会に提示する．また，この件に関してのパブリックコメントを魚類学会会員および日本動物園水族館協会会員から募集する．パブリックコメントの周知は，魚類学雑誌51巻2号誌上と学会HPで行い，2004年度魚類学会年会時のポスターセッションでも行う．コメントの募集期間は1年間とする（動水協向けの媒体については，動水協と別途協議する必要がある）．なお，本件の原案の作成に関しては，委員全員が一同に集まり意見交換を行うこととする．

4．日本に分布しない魚類の新標準和名の提唱について

1）当面は水族館展示種を主たる対象とする（水産物については別途取り組む）．

2）すべての魚種を対象とすることは困難であるため，必要性の高い分類群から優先的に行う．

3）科学的再現性を保証するため，標本に基づき提唱する．

4）単行本としてまとめて提唱できないかどうか，補助金の可能性を含めて櫻井が企画検討する．

5．その他

委員会委員相互の連絡のため，メーリングリストを立ち上げる（木村担当）．

第5回日本魚類学会自然保護委員会

日　時：2003年10月11日12:30~14:00
場　所：京都大学農学部
出席者：後藤，酒井，小宮山，杉山，渡辺，丸山，小早川，佐野，田北，中井，瀬能，松浦，前畑，鈴木

［議事］

1．2003年度公開シンポジウム会計報告（瀬能）

2．西表島リゾート開発に関する経過報告（鈴木）

行政訴訟・差止本訴について説明があった．本訴については自然環境の特異性と破壊について研究者からの支援を望む．浦内川流域研究会主催によるシンポジウム（東京・大阪・那覇）を通じて世論に訴える．水処理関係の専門家の必要性がある．状況に応じて再度要望書などを提出する．

3．山梨県の「2003年度内水面漁業権免許切り替えに関する要望書」の提出とその後の動向について（丸山）

4．山梨県の「内水面漁業権免許切り替えに係る公聴会」について（丸山）

3割が免許反対（魚類学会，生態系保護協会，生物多様性研究会），7割が賛成（観光協会など）した．魚類学会としてはマクロな視点から一般国民が納得できる内容を要望した．オオクチバス漁場管理に対する意見交換会（11月11日，山梨県庁）へは丸山氏が出席する．

5．役職リストについて（瀬能）

問題に素早く対応するため，今後引き続き情報収集に努める．

6．次年度公開シンポジウムの企画について（後藤）

1）魚類の放流を扱う（企画：前畑・渡辺；場所：東京海洋大（丸山））．

2）沖縄での年会開催と連携し，西表島リゾート開発等の問題を扱う（田北）．

7．その他

日本分類学会連合第3回シンポジウム（外来種問題）については瀬能が対応．

研究材料として魚類を使用する際のガイドライン

日本魚類学会自然保護委員会・編集委員会

研究者は，魚類を研究対象として使用する際には，生物多様性の保全および動物福祉を尊重する必要があることを自覚すべきである．研究成果の価値については，魚類の採集・使用による自然界への影響と研究によって得られる知見の価値を勘案して，評価が下されることを銘記しなければならない．

以上のことから，日本魚類学会の会員は研究を実施する際，以下のガイドラインを遵守して頂きたい．

1. 研究行為においては，絶滅の恐れのある野生動植物の捕獲や譲渡などの規制に関する国際条約，国ならびに各自治体が定める関連法規を遵守すべきである．また，自然界から魚類等の標本を入手する際には，対象種をとりまく生物的，物理的環境への影響にも配慮すべきである．
2. 研究のために捕獲された魚類が研究遂行にとって必要最少限であることを保証するために，具体的な捕獲資料に関する情報を効果的に提示することが推奨される．とくに，持続可能な生態系が維持されることに配慮し，採集行為によって対象魚類の個体群の存続に大きな影響を与えることを避けなければならない．
3. 生物多様性保全の視点から，希少魚類を材料とした研究にはとりわけ厳しい制約が課せられることを認識するべきである．したがって，他の魚種を以て代替可能な場合には，それが推奨される．
4. 室内実験においても，使用する個体数は必要最少限にすべきである．また，実験に供する魚類を取り扱う場合には，飼育管理を適正に行うとともに，魚に与える苦痛を出来るだけ軽減することが必要である．実験使用後の生存個体については，病原菌等への感染に注意することに加え，少なくとも他水系に移殖放流してはならない．
5. 分類学的研究等において，野外から採集した魚類を固定標本として用いた場合には，標本を公的な研究機関に保存するべきである．

上記のガイドラインに明確に抵触する行為を行った魚類学会員に対しては，自然保護委員会から注意勧告を行うことが出来る．また，同様に本ガイドラインの趣意に反した投稿論文に対しては，編集委員会において掲載不可の判定を行うことが出来るものとする．

2003年10月11日制定